



# 廃棄物処理法に基づく電子マニフェストシステム

加入  
申込書

1204

## 申込みの流れ

### 1. 加入申込書の入手、郵送

- <加入申込者>  
次の3通りから選択
- 各都道府県産業廃棄物協会から入手し、協会へ郵送\*
  - JWNET ホームページの申込みフォームを入力し、情報処理センターへ郵送
  - JWNET ホームページから加入申込書をダウンロード、情報処理センターへ郵送

郵送

### 2. 加入手続き

- <情報処理センター>
- ① 申込書が情報処理センターに到着後、メール送信
  - ② 手続き完了後、加入者番号、仮パスワード等をメール送信(2通)
  - ③ 加入証、加入内容のお知らせ、その他の必要書類を郵送

メール  
郵送

### 3. システムにログイン

- <加入申込者>
- ① メール、加入証書類等のご確認  
※ 加入契約成立日から JWNET の利用を開始することができます。
  - ② システムにログイン後、仮パスワードを任意の新しいパスワードに変更
  - ③ 利用開始の設定  
※ 利用開始日の月から、加入料、基本料が発生

\* 各都道府県の産業廃棄物協会一覧 P. ④参照

【手続き完了までの期間】

申込書が情報処理センターに到着後、5日間(土日祝除く)程度が目安となります。受付状況により前後しますのでご了承ください。

## 利用料金

### ●加入の単位

排出事業者	排出事業場単位。排出事業場を管理する本社、支店、営業所等の単位でも加入できます。
収集運搬業者	業者単位。支店等の単位でも加入できます。
処分業者	処分事業場単位。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

※加入は、委託契約している事業者毎に行う必要はありません。1つの加入者番号で複数の事業者と利用できます。

### ●料金表

(税込)

利用区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者				
	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)*		処分報告機能のみ	処分報告機能+2次登録機能 A料金	B料金	2次登録機能のみ A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円
基本料 (1年間)	25,200円	2,100円	不要	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料 (登録情報1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	31.5円	—	—	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円
利用区分の目安となる 年間登録件数	1,200件以上	1,199件まで	—	—	—	700件以上	699件まで	1,200件以上	1,199件まで

\*「C料金(少量排出事業者団体加入)」は、「JWNET 加入申込書(兼団体加入申込書)(様式34号)」にてお申込みください。申込みには、別途要件事項があります。(規約第6条の2~4参照)

## JWNET操作・運用方法のご案内

電子マニフェストの特徴や導入のメリット、操作・運用方法等について、JWNET ホームページでご案内しております。  
【URL】 <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

- 操作手順書、操作ガイド(ムービーガイド)

操作方法を示した手順書、システムの操作方法を音声と映像で分かり易く解説した操作ガイド(ムービーガイド)を掲載しています。

- デモシステム

JWNET の実際の操作・運用が体験できます。仮の加入者番号とパスワードにより、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれの立場で試用運用(テスト)ができます。

## 利用料金の支払いについて

- 利用料金の支払い方法

1. 指定口座振込み…………… 指定口座にお振込み  
(請求書発行月の翌月末までに振込)  
\*振込手数料は加入者負担となります。
2. 口座振替(自動引落)……… 口座から引落し  
(請求書発行月の翌月8日引落)
3. 料金支払代行者利用……… 料金支払代行者を通じて支払  
(別途手続きが必要です)

- ご請求時期

### <加入料・基本料>

- ◎ 利用開始日の翌月に加入料および基本料をご請求。  
▲ 年度途中に加入した場合の基本料は、当該年度の残月数に応じた金額。  
(加入規約別表2参照)次年度以降は、毎年4月に年額基本料をご請求。

### <使用料>

- ◎ A 料金区分  
▲ 毎年6月、9月、12月、3月の月末締め、各3か月分の使用件数を集計し、2千円を超えた場合、翌月にご請求。  
▲ ご請求額2千円未満の場合は、当該年度末を限度に、2千円を超えた時点で前述の請求時期に合わせてご請求。
- ◎ B 料金、C 料金区分  
▲ 毎年3月31日に当該年度分の使用件数を集計し翌4月にご請求。  
▲ B 料金については、年度途中に加入した場合の無料となる使用件数は、残月数に応じた件数。(加入規約別表3参照)

## 個人情報の取り扱いに関する重要事項

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、個人情報が必要な保護すべきものであるとともに、業務上重要な情報であることを認識し、個人情報を適切に保護するために次のように取り組んでいます。

1. 適切な個人情報の収集、利用、提供及び預託を行います。
2. 個人情報の紛失、毀壊、改ざん及び漏洩等を防止する対策を行います。
3. 法令及びその他の規範を遵守します。
4. 個人情報保護の管理体制の根拠的な改善を行います。

### JWNET についての問合せ先(サポートセンター)

月曜日から金曜日の9:00~17:00(祝日年末年始を除く)  
TEL: 03-5275-7023 FAX: 03-5275-7112  
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 〒102-0084  
情報処理センター 東京都千代田区二番町3番地  
麹町スクエア7F

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、環境大臣から全国唯一の電子マニフェストの運営主体である「情報処理センター」に指定されて運営しています。

# JWNET 加入申込書の記入例

## 〈申込みにあたってのご注意点〉

- お申込み前に必ず「電子マニフェストシステム加入規約」をお読みください。
  - 加入申込書は加入区分(排出事業者、収集運搬業者、処分業者)ごとに必要となります。
  - 加入区分が一緒でも複数のお申込をする場合はそれぞれ申込書が必要になります。
  - ご利用できる漢字は、JIS 第1水準及び第2水準のものとなりますので、それ以外の漢字はJIS 第1.2水準またはカナに置き換えさせていただきますのでご承知ください。
- 例: サキ 崎(表記不可) ⇒ 崎(第1水準に置き換え)

## 〈記入時の注意点〉

- 加入区分【記入対象:全ての方】**
  - 加入の区分を一つ選択してください。
  - 処分業者の方は、「利用機能区分」を選択してください。
    - 「2次登録のみ」・・・中間処理後の残渣(2次マニフェスト)を登録する機能
    - 「報告のみ」・・・処分・最終処分終了報告のみを行う機能
    - 「報告及び2次登録」・・・報告及び2次マニフェスト登録を行う機能
- 料金区分【記入対象:排出事業者、処分業者で「2次登録のみ」、「報告及び2次登録」を選択の方】**
  - 排出事業者・・・A料金、B料金のいずれかを選択してください。
  - 処分業者(報告+2次登録)・・・A料金、B料金のいずれかを選択してください。
  - 団体加入料金(C料金)・・・「JWNET 加入申込書(兼団体加入申込書)(様式34号)」にてお申込みください。

\* 申込みには、別途要件事項があります。(規約第6条の2~4参照)
- 処理業者許可番号【記入対象:収集運搬業者、処分業者の方】**
  - 産業廃棄物処理業の許可番号(下6ケタ)をご記入ください。

## ④ 加入者(契約者)【記入対象:全ての方】

- 「加入者名」欄にご記入の名称は、マニフェスト情報の各事業者の名称に表示されます。(個人の場合は、個人名が表示されず。)
  - 印鑑は、社印を鮮明に押印してください。
  - 「代表者氏名」原則として法人の代表者としてください。なお、支店、営業所等の単位でご加入される場合は、法人の代表者ではなく、当該支店が営業所等の代表者でも差し支えありません。
  - 「担当者」欄は、事務手続きの担当者をご記入ください。
- \* ⑦ 加入証等の送付先、⑧ 請求書の送付先が空欄の場合、④の担当者へ送付します。

## ⑤ JWNET ホームページ「加入者情報」への公開【記入対象:全ての方】

- 「公開する」を選択した場合、JWNET ホームページの「加入者情報」に、加入者の名称、住所(都道府県・政令市)、加入区分を公開します。未記入の場合は、「公開しない」とさせていただきます。
- 収集運搬業、処分業の区分で加入の方は、処理業者許可番号、優良性評価の適状況、電話番号も合わせて公開します。
- URL をご記入の場合、加入者の名称に当該 URL のウェブサイトへリンクが貼られます。

## ⑥ 業種【記入対象:排出事業者の方】

- P.6の(業種一覧)を参照のうえ、2ケタの数字をご記入ください。

## ⑦ 加入証等の送付先【記入対象:全ての方】

- ④の担当者と同様の場合は、記入は不要です。

## ⑧ 請求書の送付先【記入対象:全ての方】

- ④の担当者と同様の場合は、記入は不要です。

## ⑨ 処分事業場【記入対象:処分業者の方】

- 処分事業場の事業場区分(中間処理、最終処分、中間処理+最終処分)を選択してください。
- 事業場名、所在地も必ずご記入ください。

## ⑩ 利用料金の支払い方法【記入対象:全ての方】

- ① 「自動引落(自動口座振替)」を選択した場合、P.5の「預金口座振替依頼書」を添付してください。支払手数料はかかりません。
- ② 「指定口座振込」を選択した場合、JWNET 指定の金融機関(三井住友銀行)へのお振込みとなります。口座番号は、加入申し込み手続き完了後にお知らせします。振込手数料は加入者負担となります。
- ③ 「料金支払代行者」を選択した場合、JWNET ホームページより「料金支払代行者利用申込書(様式6号)」を印刷し、添付してください。ご利用については、以下のページをご参照ください。

## 記入例(処分業者の場合)

### JWNET 加入申込書 兼 契約書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 御中 記入日: 年 月 日

私は、別途定める加入規約を承諾の上、情報処理センターの提供するサービスを利用したく申込みます。

① 加入区分 \*1 欄につき加入区分1つの申込みとなります。複数申込みの場合は、それぞれが必要となります。

排出事業者  収集運搬業者  処分業者

→ 利用機能区分を選択してください。  
 2次登録のみ  報告のみ  報告及び2次登録

② 料金区分 (排出事業者、2次登録を行う処分業者のみ)

A 料金  B 料金

③ 処理業者許可番号 (収集運搬業者、処分業者のみ)

1 2 3 4 5 6 産業廃棄物処理業の許可番号の下6ケタを記入してください。

④ 加入者(契約者)

フリガナ	カブシキカイシャ マルマルカンキョウ		
(名称)	株式会社 ○○環境		
代表者職	取締役		
フリガナ	サンバイ	クロウ	
代表者氏名	産廃太郎		
住所	〒123-4567 東京都(郵便府県) 千代田区麹町〇-〇-〇 △△ビル (ビル、マンション名、フロア、部屋番号は詳細にご記入ください)		
TEL	03-1234-4567	FAX	03-1234-7890
担当者	部署	氏名	
	総務部	産廃花子	
TEL	03-1234-4567	FAX	03-1234-7890
連絡先メールアドレス*	〇〇〇@△△△.co.jp		

\* 連絡先メールアドレスは、JWNETのメールアドレスをご記入ください。情報処理センターからの手続きやシステム等に関する重要なお知らせの配付先ですので、必ずご記入ください。

⑤ JWNET ホームページ「加入者情報検索」への公開

公開する\*  公開しない

URL : <http://www.〇〇〇〇〇〇.co.jp> \* 詳細を公開する場合は、ホームページへリンクを貼ることができます。

⑥ 業種 (排出事業者のみ)

P.6の(業種一覧)を参照のうえ、中分類コード2ケタの数字をご記入ください。

⑦ 加入証等の送付先 ④の担当者と同様の場合は、記入不要です。

会社名	フリガナ		
住所	〒 都道府県 (ビル、マンション名、フロア、部屋番号は詳細にご記入ください)		
担当者	部署	氏名	フリガナ
	TEL	FAX	

⑧ 請求書の送付先 ④の担当者と同様の場合は、記入不要です。

会社名	フリガナ		
住所	〒 都道府県 (ビル、マンション名、フロア、部屋番号は詳細にご記入ください)		
担当者	部署	氏名	フリガナ
	TEL	FAX	

⑨ 処分事業場 (処分業者のみ)

事業場区分  中間処理  最終処分  中間処理+最終処分

事業場名 株式会社 ○○環境

〒123-4567

所在地 東京都(都道府県) 千代田区麹町〇-〇-〇  
(ビル、マンション名、フロア、部屋番号は詳細にご記入ください)

TEL 03-1234-4567 FAX 03-1234-7890

⑩ 利用料金支払い方法

自動引落(自動口座振替)\*1  指定口座振込  料金支払代行者\*2

\*1 「自動引落(自動口座振替)」を選択した場合、「預金口座振替依頼書」を添付してください。  
 \*2 「料金支払代行者」を選択した場合、「料金支払代行者利用申込書(様式6号)」を添付してください。

協会名	受付番号
センター記入欄	加入者番号

添付書類用紙をダウンロードしてください。

【URL】 <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

PDF : 「料金支払代行者利用申込書(様式6号)」  
 (トップ>加入される方>加入申込み>料金支払い代行者の利用)

# JWNET加入申込書 兼 契約書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 御中

記入日： 年 月 日

私は、別途定める加入規約を承諾の上、情報処理センターの提供するサービスを利用したく申込みます。

① 加入区分 \* 1枚につき加入区分1つの申込みとなります。複数申込み場合は、それぞれが必要となります。

排出事業者

収集運搬業者

処分業者

→利用機能区分を選択してください。

2次登録のみ  報告のみ  報告及び

2次登録

② 料金区分 (排出事業者、2次登録を行う処分業者のみ)

A 料金  B 料金

③ 処理業者許可番号 (収集運搬業者、処分業者のみ)

--	--	--	--	--	--

産業廃棄物処理業の許可番号の下6ケタを記入してください。

④ 加入者 (契約者)

加入者名 (法人の場合は 名称、代表者名)	フリガナ				
	(名称)				
	代表者 役職				
代表者 氏名	フリガナ				
住所	〒				
		都道府県			
	(ビル、マンション名、フロア、部屋番号も正確にご記入ください)				
TEL			FAX		
担当者	部署	氏名		フリガナ	
TEL			FAX		
連絡先メールアドレス*					

\* 連絡先メールアドレスは、パソコンのメールアドレスをご記入ください。情報処理センターからの手続きやシステム等に関する重要なお知らせの配信先ですので、必ずご記入ください。

⑤ JWNET ホームページ「加入者情報検索」への公開

公開する\*  公開しない

URL : http://

\* 情報を公開する場合、ホームページヘルプを貼ることができます。

⑥ 業種 (排出事業者のみ)

--	--

P6の《業種一覧》を参照のうえ、中分類コード2ケタの数字をご記入ください。

⑦ 加入証等の送付先 ④の担当者と同様の場合は、記入不要です。

会社名	フリガナ				
住所	〒				
		都道府県			
(ビル、マンション名、フロア、部屋番号も正確にご記入ください)					
担当者	部署	氏名		フリガナ	
TEL			FAX		

⑧ 請求書の送付先 ④の担当者と同様の場合は、記入不要です。

会社名	フリガナ				
住所	〒				
		都道府県			
(ビル、マンション名、フロア、部屋番号も正確にご記入ください)					
担当者	部署	氏名		フリガナ	
TEL			FAX		

⑨ 処分事業場 (処分業者のみ)

事業場区分	<input type="checkbox"/> 中間処理	<input type="checkbox"/> 最終処分	<input type="checkbox"/> 中間処理+最終処分	
事業場名				
所在地	〒			
		都道府県		
(ビル、マンション名、フロア、部屋番号も正確にご記入ください)				
TEL			FAX	

⑩ 利用料金支払い方法

自動引落(自動口座振替)\*<sup>1</sup>  指定口座振込  料金支払代行者\*<sup>2</sup>

\*1「自動引落(自動口座振替)」を選択の場合、「預金口座振替依頼書」を添付してください。

\*2「料金支払代行者」を選択の場合、「料金支払代行者利用申込書(様式6号)」を添付してください。

協会名	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	受付番号	
センター記入欄		加入者番号	

加入申込書の送付先

各都道府県の産業廃棄物協会一覧

(社)北海道産業廃棄物協会 (TEL:011-241-7611) 〒060-0005 北海道札幌市中央区北五条西6-1-23 第2道通ビル 7F	(社)石川県産業廃棄物協会 (TEL:076-224-9101) 〒920-0918 石川県金沢市尾山町9-13 中小企業会館ビル4F	(一社)岡山県産業廃棄物協会 (TEL:086-254-9383) 〒701-1152 岡山県岡山市北区津高628-6
(一社)青森県産業廃棄物協会 (TEL:017-721-3911) 〒030-0802 青森県青森市本町5-5-21 青森県農業共済会館2F	(社)福井県産業廃棄物協会 (TEL:0776-57-0070) 〒910-0851 福井県福井市米松2-24-20 梅鉢ビル102号	(一社)広島県資源循環協会 (TEL:082-247-8499) 〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F
(社)岩手県産業廃棄物協会 (TEL:019-625-2201) 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F	(社)山梨県産業廃棄物協会 (TEL:055-244-0755) 〒400-0844 山梨県甲府市中町219-9	(社)山口県産業廃棄物協会 (TEL:083-928-1938) 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東1-3-24 山陽ビル吉敷第2 2F
(社)宮城県産業廃棄物協会 (TEL:022-290-3810) 〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F	(社)長野県産業廃棄物協会 (TEL:026-224-9192) 〒380-8567 長野県長野市大字中御所字岡田30-16 長野県林業センター1F	(社)徳島県産業廃棄物処理協会 (TEL:088-626-1381) 〒770-0942 徳島県徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館5F
(一社)秋田県産業廃棄物協会 (TEL:018-863-7107) 〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル3F	(一社)岐阜県産業環境保全協会 (TEL:058-272-9293) 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内	(一社)香川県産業廃棄物協会 (TEL:087-847-8400) 〒761-0311 香川県高松市元山町124-1 コーポ川添内
(社)山形県産業廃棄物協会 (TEL:023-624-5560) 〒990-0025 山形県山形市緑町1-9-30 緑町会館6F	(公社)静岡県産業廃棄物協会 (TEL:054-255-8285) 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9F	(社)愛媛県産業廃棄物協会 (TEL:089-986-3450) 〒790-0005 愛媛県松山市花園町7-3 花園ビル3F
(社)福島県産業廃棄物協会 (TEL:024-524-1953) 〒960-8043 福島県福島市中町4-20 みんゆうビル4F	(一社)愛知県産業廃棄物協会 (TEL:052-332-0346) 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F	(社)高知県産業廃棄物協会 (TEL:088-872-5056) 〒780-0870 高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル6F
(社)茨城県産業廃棄物協会 (TEL:029-301-7100) 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4F	(一社)三重県産業廃棄物協会 (TEL:059-351-8488) 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-2-19 マルキビル5F	(社)福岡県産業廃棄物協会 (TEL:092-651-0171) 〒812-0046 福岡県福岡市博多区古塚本町13-47 福岡県国保会館2F
(公社)栃木県産業廃棄物協会 (TEL:028-632-5575) 〒320-0844 栃木県宇都宮市菊水町8-1 カメワダ第2ビル2F	(社)滋賀県産業廃棄物協会 (TEL:077-521-2550) 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 こうぜんビル2F	(社)佐賀県産業廃棄物協会 (TEL:0952-29-8702) 〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2-4-23
(社)群馬県環境資源保全協会 (TEL:027-243-8111) 〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル3F	(社)京都府産業廃棄物協会 (TEL:075-694-3402) 〒601-8027 京都府京都市南区東九条中御霊町53-4 Johnsonビル2F	(社)長崎県産業廃棄物協会 (TEL:095-832-8620) 〒850-0874 長崎県長崎市魚の町1-23 フォーレ長崎105号
(社)埼玉県産業廃棄物協会 (TEL:048-822-3131) 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和高砂3-5-7 高砂建物ビル3F	(社)大阪府産業廃棄物協会 (TEL:06-6943-4016) 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5F	(社)熊本県産業廃棄物協会 (TEL:096-213-3356) 〒861-8010 熊本県熊本市東区上南部2-1-113
(社)千葉県産業廃棄物協会 (TEL:043-246-9581) 〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-1-7 第2石橋ビル5F	(一社)兵庫県産業廃棄物協会 (TEL:078-371-3177) 〒650-0023 兵庫県神戸市中央区栄町通4-1-12 日新ビル301号	(社)大分県産業廃棄物処理業協会 (TEL:097-536-2534) 〒870-0021 大分県大分市府内町1-6-36 T.S APARTMENT 4F
(社)東京県産業廃棄物協会 (TEL:03-5283-5455) 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F	(社)奈良県産業廃棄物協会 (TEL:0744-33-8800) 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町大字千代580-4 南部環境開発ビル5F	(社)宮崎県産業廃棄物協会 (TEL:0985-26-6881) 〒880-0802 宮崎県宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館2F
(公社)神奈川県産業廃棄物協会 (TEL:045-681-2989) 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4F	(社)和歌山県産業廃棄物協会 (TEL:073-435-5600) 〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30 酒直ビル3F	(社)鹿児島県産業廃棄物協会 (TEL:099-222-0230) 〒892-0836 鹿児島県鹿児島市錦江町11-40
(社)新潟県産業廃棄物協会 (TEL:025-246-9288) 〒950-0982 新潟県新潟市中央区堀之内南1-15-6 日南ビル2F	(社)鳥取県産業廃棄物協会 (TEL:0858-26-6611) 〒682-0022 鳥取県倉吉市上井町1-138	(社)沖縄県産業廃棄物協会 (TEL:098-890-4360) 〒901-2226 沖縄県宜野湾市嘉数4-20-10
(社)富山県産業廃棄物協会 (TEL:076-425-8663) 〒930-0083 富山県富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	(一社)島根県産業廃棄物協会 (TEL:0852-25-4747) 〒690-0001 島根県松江市東朝日町112	

銀行 信用金庫 労働金庫 農協・漁協 信漁連 ゆうちょ銀行

御中

# 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収加)

平成 年 月 日

## 収納依頼企業記入欄

取まとめコード	会社コード	顧客コード
8 2 0 1	9 2 7 9	

契約者情報記入欄フリガナを忘れず

収納依頼企業名	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	料金等の種類	JWNET利用料
(フリガナ)			
契約者名			
ご住所			


私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

### — 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く) —

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じてても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

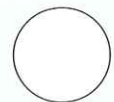
金融機関使用欄		
検印	印鑑照合	受付印
不備返却事由		
1. 預金取引なし 3. 印鑑相違		
2. 記載事項相違 4. その他		
(店名、預金種目)		
(口座番号、口座名義)		
(通帳記号・通帳番号)		

預金者情報記入欄フリガナを忘れず

収納代行会社名	株式会社セディナ (旧クオーク)
振替日・払込日	収納代行会社の指定する日 (金融機関休業の場合は翌営業日)
フリガナ	
(預貯金者名)	口座名義人
※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合…法人の場合、金融機関にお届出の①会社名②代表者肩書き③代表者氏名をご記入ください。 ※ゆうちょ銀行ご利用の場合…法人の場合は、法人名のみご記入ください。(ゆうちょ銀行へお届出通りでご記入ください)	
金融機関お届出印 	

### ※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農協・漁協・信漁連	支店 支所 出張所	預金種目 (どちらか 一方〇印)	口座番号 (数字のみを右づめてご記入ください)
コード	銀行番号	店番号	1 普通 2 当座



捨印  
(ゆうちょ銀行を除く)

### ※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	契約種別	通帳記号	通帳番号(右づめてご記入ください)
1 6 6	3 0 1	の	
払込先 口座番号	01770-2-13101	払込先 加入者名	株式会社セディナ

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。



### 金融機関へお願い

〇この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に〇印をつけて速やかに右記へご返送ください。

### (不備返却先)

〒541-8572 大阪市中央区今橋4-4-7  
(株)セディナ 大阪事務センター

お客様→情報処理→セディナ→金融機関  
センター

①金融機関用

- A 農業、林業
  - 01 農業
  - 02 林業
- B 漁業
  - 03 漁業
  - 04 水産養殖業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
  - 05 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
  - 06 総合工事業
  - 07 職別工事業（設備工事業を除く）
  - 08 設備工事業
- E 製造業
  - 09 食料品製造業
  - 10 飲料・たばこ・飼料製造業
  - 11 繊維工業
  - 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
  - 13 家具・装備品製造業
  - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
  - 15 印刷・関連業
  - 16 化学工業
  - 17 石油製品・石炭製品製造業
  - 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
  - 19 ゴム製品製造業
  - 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
  - 21 窯業・土石製品製造業
  - 22 鉄鋼業
  - 23 非鉄金属製造業
  - 24 金属製品製造業
  - 25 はん用機械器具製造業
  - 26 生産用機械器具製造業
  - 27 業務用機械器具製造業
  - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 29 電気機械器具製造業
  - 30 情報通信機械器具製造業
  - 31 輸送用機械器具製造業
  - 32 その他の製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
  - 33 電気業
  - 34 ガス業
  - 35 熱供給業
  - 36 水道業
- G 情報通信業
  - 37 通信業
  - 38 放送業
  - 39 情報サービス業
  - 40 インターネット付随サービス業
  - 41 映像・音声・文字情報製作業
- H 運輸業、郵便業
  - 42 鉄道業
  - 43 道路旅客運送業
  - 44 道路貨物運送業
  - 45 水運業
  - 46 航空運送業
  - 47 倉庫業
  - 48 運輸に付帯するサービス業
  - 49 郵便業（信書便事業を含む）
- I 卸売業、小売業
  - 50 各種商品卸売業
  - 51 繊維・衣服等卸売業
  - 52 飲食料品卸売業
  - 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
  - 54 機械器具卸売業
  - 55 その他の卸売業
  - 56 各種商品小売業
  - 57 織物・衣服・身の回り品小売業
  - 58 飲食料品小売業
  - 59 機械器具小売業
  - 60 その他の小売業
  - 61 無店舗小売業
- J 金融業、保険業
  - 62 銀行業
  - 63 協同組織金融業
  - 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
  - 65 金融商品取引業、商品先物取引業
  - 66 補助的金融業等
  - 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
- K 不動産業、物品賃貸業
  - 68 不動産取引業
  - 69 不動産賃貸業・管理業
  - 70 物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
  - 71 学術・開発研究機関
  - 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
  - 73 広告業
  - 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
- M 宿泊業、飲食サービス業
  - 75 宿泊業
  - 76 飲食店
  - 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
  - 78 洗濯・理容・美容・浴場業
  - 79 その他の生活関連サービス業
  - 80 娯楽業
- O 教育、学習支援業
  - 81 学校教育
  - 82 その他の教育、学習支援業
- P 医療、福祉
  - 83 医療業
  - 84 保健衛生
  - 85 社会保険・社会福祉・介護事業
- Q 複合サービス業
  - 86 郵便局
  - 87 協同組合（他に分類されないもの）
- R サービス業（他に分類されないもの）
  - 88 廃棄物処理業
  - 89 自動車整備業
  - 90 機械等修理業（別掲を除く）
  - 91 職業紹介・労働者派遣業
  - 92 その他の事業サービス業
  - 93 政治・経済・文化団体
  - 94 宗教
  - 95 その他のサービス業
  - 96 外国公務
- S 公務（他に分類されるものを除く）
  - 97 国家公務
  - 98 地方公務

預金口座振替依頼書記入例

ご記入にあたっての注意点

- 金融機関お届けの内容と相違がありますと、口座からのお引落ができません。返送、修正いただく等、何度もお手を掛けることとなります。
- 誤記入した場合は、JWNETホームページより「預金口座振替依頼書」を印刷し、再度ご記入ください。訂正線や訂正印での処理は無効となります。  
【URL】 [http://www.jwnet.or.jp/jwnet/webippan/pdf/kojin\\_hrikae.pdf](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/webippan/pdf/kojin_hrikae.pdf)

御中 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(㊤㊶) 平成 年 月 日

銀行 信用金庫 労働金庫 協同組織金融業 信用組合 農協 漁協 信用連合会 ゆうちょ銀行

納入依頼企業記入欄

取まとめコード	会社コード	顧客コード
8201	9279	

収納依頼企業名 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 料金等の種類 JWNET利用料

(フリガナ) カブシキカイシャマルマルカンキョウ

契約者名 株式会社〇〇環境

ご住所 〒123-4567 東京都千代田区麹町〇-〇-〇 △△ビル ☎ 03 - 1234 - 5678

金融機関使用欄

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

不備返却事由

1. 預金取引なし
2. 記載事項相違
3. 印鑑相違
4. その他

(店名、預金種目、口座番号、口座名義、通帳記号・通帳番号)

1 契約者情報記入欄「フリガナ」を記入してください。

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

— 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く) —

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座約定規定にかかわらず、預金通帳、同払請求書の提出または小切手の振出しはしません。また引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 振替口座において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたる会社から請求が来い等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について事前に紛論が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

預金者情報記入欄「フリガナ」を記入してください

収納代行会社名 株式会社セディナ(旧クオーク)

振替日・払込日 収納代行会社の指定する日(金融機関休業の場合は翌営業日)

フリガナ カブシキカイシャマルマルカンキョウ ダイヒョウトリシマリヤク サンバイタロウ

預金者名義人 株式会社〇〇環境 代表取締役 産磨太郎

金融機関お届け印

※ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合

JWNET (銀行 信用金庫 労働金庫 協同組織金融業 信用組合 農協 漁協 信用連合会 ゆうちょ銀行) 麹町 支店 出払所

預金種目(どちらか) □ 座番号 (数字のみを右つめてご記入ください)

銀行番号 店番号 1普通 2当座 0123456

コード \*999\*99

※ゆうちょ銀行をご利用の場合

種目コード	支店別	通帳記号	通帳番号(右つめてご記入ください)
1	6	301	0

払込先(口座番号) 01770-2-13101 払込先(加入者名) 株式会社セディナ

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関へお願い

○この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記へご返送ください。

お客様→情報処理→セディナ→金融機関センター

(不備返却先) 〒541-8572 大阪市中央区今橋4-4-7 (株)セディナ 大阪事務センター

取扱店日附印

1 電子manifestの契約者名・フリガナ・ご住所・電話番号をご記入ください。

2 法人の場合、「口座名義人(預・貯金者名)」欄には金融機関お届けの口座名義人の会社名、肩書き、氏名をご記入ください。法人格名は省略せず正しくご記入ください。(フリガナも同様)

株式会社	(株)
有限会社	(有)
カブシキガイシャ	(カブ) / (カ)
ダイヒョウトリシマリヤク	ダイ)

2・3 金融機関お届け印を押印してください。

3 ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合、銀行名・支店名・銀行番号・店番号・預金種目・口座番号をご記入ください。ゆうちょ銀行をご利用の場合、通帳記号と通帳番号をご記入ください。  
\*例はゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合の記入例です。

# 電子マニフェストシステム加入規約

## 第1章 総則

### (加入規約)

第1条 本規約は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）が運営する電子情報処理組織（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）第12条の5の規定に基づき使用されるものをいう。以下「電子マニフェストシステム」という。）を第4条の加入者（以下「加入者」という。）が利用することについての一切の關係に適用する。

(目的)  
第2条 電子マニフェストシステムは、産業廃棄物の排出の段階から処理されるまでの間、廃棄物の流れを適正に管理し、不適正処理の防止に資することを目的とする。

(本規約の変更)  
第3条 センターは、電子マニフェストシステムの運営上、必要な範囲において本規約（第14条第1項に規定する利用料金を含む。以下、同じ。）を随時変更することができるものとする。この場合、センターは加入者にし相当な手段を事前に通知するものとし、当該通知の日から起算して20日以内に入力加入者から第9条の規定による解約の申請がない場合には、当該加入者につき本規約の改正が承諾されたものとみなす。

## 第2章 加入者

(加入者)  
第4条 加入者とは、本規約を承諾のうえ、第6条で定める加入契約手続きが完了し、センターがその加入を承認した者という。

(加入区分)  
第5条 電子マニフェストシステムの加入区分は、次によるものとする。

- (1) 法第12条の5第1項による登録を行う電子情報処理組織使用事業者（以下「排出事業者」という。）
- (2) 法第12条の5第2項による報告を行う運搬受託者（以下「収集運搬業者」という。）
- (3) 法第12条の5第2項による報告を行う処分受託者（以下「処分業者」という。）

(加入単位)  
第5条の2 前条の加入区分における加入の単位は次によるものとする。

- (1) 排出事業者は、排出事業場の単位又は当該事業場を管理する本店、支店、営業所等の単位で加入するものとする。
- (2) 収集運搬業者は、業者単位で加入するものとする。
- (3) 処分業者は、処分事業場の単位で加入するものとする。

(加入契約手続き)  
第6条 加入契約手続きは、第5条の加入区分を一つ選択の上、前条の加入単位ごとに、「電子マニフェストシステム利用細則」(以下「利用細則」という。)に定める方法により「電子マニフェストシステム加入申込書」(以下「加入申込書」という。)に必要な事項を記入し、センター宛に提出するものとする。

なお、加入区分が排出事業者及び処分業者の場合は、第14条第1項の規定に基づく別表1「利用料金表」(以下「利用料金表」という。)により、排出事業者は料金区分を、処分業者は利用機能区分及び料金区分をそれぞれ選択の上、申し込むものとする。

ただし、第6条の2第1項に規定する団体加入による加入契約手続きは、第6条の3の規定によるものとする。

2 加入者が、センターが前項に規定する加入申込書を受領し（前項ただし書による加入契約手続きを含む）、必要な手続きを完了してセンターが加入を承認した日に成立（以下「加入契約成立日」という。）するものとする。

3 加入契約が成立した後、センターは速やかに加入区分番号、パスワード、加入契約成立日、利用機能区分、料金区分、電子マニフェストシステムの利用方法を記載した加入説明等の書類等を利用細則に定める方法により、加入者に送付する。

4 電子マニフェストシステムを利用開始する日（以下「利用開始日」という。）は、加入契約成立日から90日以内に電子マニフェストシステムの利用を開始した日とし、加入者が設定するものとする。ただし、加入者自らが設定せず90日が経過した場合、加入契約成立日から90日後の日とする。

5 加入契約の有効期間は、加入契約成立日から、最初の3月31日（以下「期間満了の日」という。）までとする。ただし、当該最初の3月31日の1か月前までにセンターあるいは加入者のいずれからも書面による解約の申請がない場合は、自動的に4月1日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

6 センターは、加入者が前条の加入区分により加入しようとする場合には第1項及び第2項の規定によらず加入契約手続きを定めることができるものとする。

(団体加入)  
第6条の2 団体加入は、排出事業者が団体で利用料金表の料金区分B料金を選択して加入する場合で、次の要件を全て満たす場合に適用するものとする。

- (1) 加入者数が30以上あること。
- (2) 利用代表者を指定すること。
- (3) 利用代表者は、第15条第4項に定める支払代行者として登録して当該団体加入者の利用料金を支払うこと。
- (4) センターからの運営上の通知等は、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が個々の加入者に伝達すること。

(団体加入による加入契約手続き)  
第6条の3 前条に規定する団体加入により加入する場合は、同条第1項第2号に定める利用代表者を指定のうえ、加入申込書に必要な事項を記入して利用代表者を通して利用細則に定める手続きによりセンターに申し込むものとする。

2 加入者が、団体加入に変更する場合は、原則として、第6条第5項の規定により加入契約を継続する加入者が期間満了の日をもってできるものとし、前項と同様に利用代表者を指定のうえ、利用代表者を通して、利用細則に定める手続きによりセンターに申し込むものとする。

(団体加入の取消し)  
第6条の4 加入者が団体加入の取消しをする場合（第9条に定める解約による場合を除く。）は、原則として、第6条第5項の規定により加入契約を継続する加入者が期間満了の日をもってできるものとし、利用代表者を通して利用細則に定める手続きによりセンターに申し込むものとする。

(譲渡禁止)  
第7条 加入者は、電子マニフェストシステムの加入者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

(変更の申請)  
第8条 加入者は、加入者名、住所、銀行名その他加入申込書内容に変更が生じた場合には、速やかに利用細則に定める手続きにより変更の申請をするものとする。なお、加入者が第14条第3項の規定に基づき利用機能区分若しくは同条第4項の規定に基づき料金区分を変更しようとするときは、期間満了の日の1か月前までに、利用細則に定める手続きにより、変更の申請をするものとする。

また、第14条第3項ただし書きにより利用機能区分を変更しようとするときも同様に、変更希望日の1か月前までに変更の申請をするものとする。

2 前項に規定する申請がなかったこと加入者が不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(解約)  
第9条 加入者が加入契約を解約しようとするときは、解約の1か月前までに、利用細則に定める手続きによりセンターに申し出るものとする。

2 解約する加入者は、解約時までに発生した料金等をセンターの指定する方法で支払うものとする。また、センターは解約する加入者が既に支払い済みとなっている料金等も、一切払戻しを行わないものとする。

第3章 加入者の義務

(電子マニフェストシステムの利用方法)  
第10条 加入者は、利用細則に従い、電子マニフェストシステムを利用するものとする。

(加入者番号及びパスワードの管理責任)  
第11条 加入者は、センターが交付する加入者番号及びパスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を負うものとする。

とする。

2 加入者の加入者番号及びパスワードが、他の第三者に使用されたことにより当該加入者が被る損害について、センターは当該加入者の故意又は過失の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとする。また、当該加入者番号及びパスワードによりなされた電子マニフェストシステムの利用は当該加入者によりなされたものとみなし、当該加入者は利用料金その他の債務の一切を負担するものとする。

3 加入者がパスワードを失念した場合は直ちにセンターに申告し、センターの指示に従うものとする。

(禁止行為)  
第12条 センターは、加入者に対し、電子マニフェストシステムを利用するにあたり、次の行為を禁止するものとする。

- (1) 他の加入者の加入者番号又はパスワードを使用した不正行為
- (2) 他の加入者又は第三者に迷惑・不利益を与える等の行為
- (3) 電子マニフェストシステムに支障をきたすおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 犯罪又は犯罪行為に結びつく行為
- (6) センター及び第三者の著作権その他権利を侵害する行為
- (7) 他の加入者又は第三者を誹謗・中傷する行為
- (8) センターの運営を妨げ、あるいは電子マニフェストシステムの信頼を損なうような行為
- (9) その他センターが不当だと判断したもの
- (10) その他法令に反する行為

(設備等)  
第13条 加入者は、電子マニフェストシステムを利用するに際して、電話回線、機器・設備、その他必要なものを加入者の負担において準備するものとし、また、電子マニフェストシステムの提供に支障を来さないようこれらの機器等を正常に稼働するよう維持・管理するものとする。

(利用料金)  
第14条 電子マニフェストシステムの利用料金は、別表1「利用料金表」によるものとする。

2 加入者が第5条の加入区分の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者のうち二以上の区分で電子マニフェストシステムを利用する場合は、当該加入区分ごとに料金をそれぞれ支払うものとする。

3 利用機能区分の変更は、原則として、第6条第5項の規定により加入契約を継続する加入者が期間満了の日をもってできるものとする。ただし、センターが認めた場合に限り加入契約継続中に変更できるものとする。

なお、利用機能区分の変更によって基本料に差額が生ずる場合、センターが請求する差額料金を加入者は支払うものとする。

また、センターは、加入者が既に支払済みとなっている料金等は、一切払戻しを行わないものとする。

4 料金区分の変更は、原則として、第6条第5項の規定により加入契約を継続する加入者が期間満了の日をもってできるものとする。

5 電子マニフェストシステムを利用してセンターに接続する際の通話料は、加入者が負担するものとする。

(決済)  
第15条 加入料及び初回基本料については、第6条第4項の規定により、センターは、利用開始日の翌月に加入者に請求するものとする。ただし、利用開始日が年度（4月1日から3月31日まで）の途中である加入者（以下「年度途中加入者」という。）の初回基本料は、利用開始日の属する月から最初の3月31日までの基本料を別表2に定めるところにより請求するものとする。2回目以降の基本料は、センターが、毎年4月1日現在の加入者に対し、2か月をもって加入者に請求し、加入者は、翌月までにセンターに支払うものとする。

2 使用料の請求は以下の各号に定めるところにより請求するものとする。

- (1) 料金区分のA料金を選択した加入者については、6月、9月、12月、3月の月末で締め、当該月及びその前々月までの3か月分の登録件数（予約登録件数を含む。以下、同じ。）を累計し、その翌月に請求するものとする。なお、請求金額が2千円未満の場合は、請求すべき年度の3月31日を限度とし、2千円を超えるまで請求を繰り越すものとする。
- (2) 料金区分のB料金を（団体加入料金を含む。）を選択した加入者については、3月31日に登録件数を累計し、1ヶ月請求するものとする。なお、年度途中加入者の基本料に含まれる登録件数は別表3に定めたとおりとする。

3 料金の支払いは、加入者より申告のあった金融機関の口座からセンターが自動口座振替（請求書送付日の翌月8日（金融機関が休日の場合は翌日）自動引落し）し、又は加入者がセンターの指定する金融機関の口座へ請求書送付日の翌月未だに振込むものとする。

4 加入者は、第2項及び第3項に係る料金の支払いを利用細則に定める手続きにより、加入者に代わる者（以下「支払代行者」という。）を指定できるものとする。

なお、加入者は、支払代行者の不払いは支払ひ遅延行為について一切の責任を負うものとする。

5 加入者は、前項の規定に基づき支払代行者を変更又は取消しをする場合、「利用細則」に定める手続きにより速やかにセンターに申し出るものとする。

なお、申請がなかったこと加入者が不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

6 センターは、特に必要があると認める場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、別の手続きにより加入料、基本料及び使用料に係る決済を行うことができるものとする。

## 第4章 運営

(電子マニフェストシステムの提供)  
第16条 電子マニフェストシステムの提供区域は、日本国内とする。

2 電子マニフェストシステムの利用時間は、1月1日及び8月15日を除く毎日午前4時から翌日午前1時までとする。

ただし、以下のいずれの場合には、加入者に事前に通知することなく一時的に電子マニフェストシステムの提供を中断する措置を採ることがある。この場合、加入者は当該措置に従うものとする。

- (1) 電子マニフェストシステムの保守を緊急に行う場合
- (2) センターが運用上あるいは技術上、電子マニフェストシステムの一時的な中断が必要であると判断した場合
- (3) 火災、停電等により電子マニフェストシステムの提供ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により電子マニフェストシステムの提供ができなくなった場合
- (5) その他不可抗力により電子マニフェストシステムの提供ができなくなった場合

(加入契約の解除)  
第17条 加入者が以下のいずれかの項目に該当する場合、センターは当該加入者に事前に通知又は勧告することなく加入契約を解除し、又は電子マニフェストシステムの利用を一時的に停止することができるものとする。

- (1) 加入時に虚偽の申告をした場合
- (2) 電子マニフェストシステムに入力された情報の改竄を行った場合
- (3) 加入者番号又はパスワードを不正に使用した場合
- (4) センターによる電子マニフェストシステムの運営を妨害した場合
- (5) 電子マニフェストシステムの利用料金その他の債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否した場合
- (6) 加入者の指定した支払口座の利用が停止させられた場合
- (7) 加入者に対する破産の申し立てがあった場合
- (8) 本規約に違反した場合
- (9) センターの名称若しくは毀謗した場合
- (10) その他センターが加入者として不適当と判断した場合

2 前項の場合、加入者は当該時点で発生している利用料金等センターに対して負担する一切の債務を一括して履行するものとする。

3 第1項各号によりセンターが損害を被った場合、センターは契約の解除又は電子マニフェストシステムの利用の一時的停止の有無にかかわらず、被った損害の賠償を請求できるものとする。

## 第5章 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第18条 加入者とセンターの間で、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合、センターの所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とするものとする。

附則 本規約は、平成10年11月6日から適用する。（加入契約手続きの改定）。  
この改正は、平成13年11月5日から適用する。（加入契約手続きの改定）。  
附則 この改正は、平成13年12月14日から適用する。（年末の運用期間の変更）。  
附則 この改正は、平成14年11月21日から適用する。（年末年始の運用期間の変更）。  
附則 この改正は、平成16年7月16日から適用する。（利用料金の改定）。  
附則 この改正は、平成18年6月26日から適用する。（運用日の変更、利用料金の改定等）。  
附則 この改正は、平成19年10月1日から適用する。（利用料金の改定）。  
附則 この改正は、平成21年4月1日から適用する。（利用料金の決済時期の変更）。  
2 平成20年3月31日以前に、加入した者に係る基本料、使用料については、3月31日をもって精算するものとする。

附則 この改正は、平成23年11月1日から適用する。（加入契約手続きの改定）。

附則 この改正は、平成24年4月1日から適用する。（利用料金の改定）。  
2 第8条に規定する料金区分の変更の申請は、平成24年度に限り、平成24年3月23日まで行うことができるものとする。

別表1 利用料金表

加入区分	排出事業者		収集運搬業者		処分業者	
	1次登録		報告		報告・2次登録	
利用機能区分	A料金	B料金	A料金	B料金	A料金	B料金
加入料	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円
基本料	25,200円	2,100円	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円
使用料	10.5円	31.5円	0円	0円	10.5円	31.5円

注1) 利用機能区分  
①1次登録：排出事業者が電子マニフェスト情報を電子登録する機能  
②報告：収集運搬業者又は処分業者が排出事業者に電子登録した電子マニフェスト情報に対し、収集運搬終了又は処分終了の電子報告する機能  
③報告・2次登録：処分業者として排出事業者が登録した電子マニフェスト情報に対し、処分終了の電子報告を行うとともに中間処理後の廃棄物を処分委託者としてマニフェスト情報を電子登録する機能

注2) 加入料：加入時のみ徴収する料金  
基本料：システム利用に係る年間の定額料金  
団体加入（注4）の場合は、免除  
使用料：システム利用に係る従量料金

①A料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録1件の料金  
②B料金の使用料は、利用開始日から最初の3月31日まで、別表3に定める登録件数（予約登録件数を含む。以下、同じ。）を超える分に係る登録1件の料金又は加入契約更新日（4月1日）から1年間の登録件数が66件を超える分に係る登録1件の料金  
ただし、団体加入（注4）の場合は、電子マニフェスト情報の登録1件の料金

注3) 処分業者で「2次登録」機能を利用する場合は、排出事業者の料金を適用  
注4) 団体加入は、排出事業者が団体で料金区分B料金を選択して加入する場合で、次の要件を全て満たす場合に適用する。（加入規約第6条の2第1項の規定）  
①加入者数が30以上であること。  
②利用代表者を指定すること。  
③利用代表者は、加入規約第15条第4項に定める支払代行者として登録のうえ、当該加入者の利用料を支払うこと。  
④センターからの運営上のお知らせ等は、原則として、利用代表者に連絡するものとし当該利用代表者が個々の加入者に伝達すること。

注5) 利用料金は税込金額である。

別表2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表 (単位:円)(税込)

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排出事業者A -処分業者A	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
収集運搬業者 -処分業者B	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
排出事業者B	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175

※「排出事業者A」とは、別表1において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A料金」をいう。以下同様。

別表3 初年度の基本料に含まれる登録件数表

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
無料件数	66	66	55	55	44	44	33	33	22	22	11	11